

【文教委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において文教委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（衆議院継続審査）、衆議院議員提出1件の計2件であり、共に可決された。また、本委員会付託の請願46種類243件のうち、3種類20件を採択した。

〔法律案の審査〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年金制度共通の措置として、厚生年金保険法及び国家公務員等共済組合法における改正にならい、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について、平均標準給与月額を改定する等の給付の改善を図るとともに、賞与等を標準として算定する長期給付に係る特別掛金を徴収する等の措置を講じるほか、国家公務員等共済組合法の準用により60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させる措置を講じる等所要の改正を行おうとするものである。なお、衆議院において退職共済年金と雇用保険法による基本手当等との調整の実施時期及び本法律案の施行日等が修正された。

本法律案は、10月28日に本委員会に付託された。

委員会においては、11月1日、私学共済の経理状況、年金改革に対する文部大臣の所見、遺族共済年金と退職共済年金との併給調整措置、公的年金一元化への対応、年金満額支給開始年齢の引上げと私学の定年制との関係等の諸問題について質疑を行った。11月2日、日本共産党を代表して橋本委員が反対の旨の意見を述べた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、2項目の附帯決議を付した。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与しようとするものである。

本法律案は、11月17日に本委員会に付託され、同日、委員会においては、質

疑もなく、全会一致で可決した。

〔国政調査等〕

10月27日、与謝野文部大臣から所信を聴取し、質疑を行った。

委員会においては、いじめ・不登校の問題、平成7年度の文教予算の充実、学校図書館における司書教諭の配置の現状、養護教諭の役割、高等学校入学者選抜制度の改善、国旗・国歌に対する大臣の所見、学校週5日制に関する文部省の施策、宗教法人法の解釈、小学校校庭での自衛隊の訓練実施が教育に及ぼす影響、原爆ドーム世界文化遺産化への見通し等の問題が取り上げられた。

また、11月1日、児童の権利条約に係る諸問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年10月27日(木) (第2回)

文教行政の諸施策に関する件について与謝野文部大臣から所信を聴いた後、文教予算の充実に関する件、私学助成に関する件、学校週5日制に関する件、家庭科教育の充実に関する件、原爆ドームの世界文化遺産登録に関する件、学校図書館の司書教諭に関する件、予防接種法及び結核予防法の一部改正に伴う学校現場の対応問題に関する件、国旗・国歌に関する件、教科書の検定に関する件、宗教法人法の解釈に関する件、小学校校庭での自衛隊の訓練実施に関する件等について同大臣、政府委員、厚生省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月1日(火) (第3回)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第48号) (衆議院送付)

について与謝野文部大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員片岡武司君から説明を聴いた後、与謝野文部大臣、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

教育、文化及び学術に関する調査のうち、児童の権利条約等に関する件について与謝野文部大臣、政府委員、厚生省、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月2日（水）（第4回）

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第48号）（衆議院送付）

について討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第48号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月17日（木）（第5回）

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

（第129回国会衆第13号）（衆議院提出）

について発議者衆議院議員片岡武司君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（第129回国会衆第13号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年12月8日（木）（第6回）

請願第13号外19件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第119号外222件を審査した。

教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
129-48	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案	※衆	6. 4. 5	6.10.28	6.11. 2 可 決	6.11. 2 可 決	6. 9.30	6.10.26 修 正	6.10.27 修 正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提 出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
129-13	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案	櫻内 義雄君 外7名 (6. 6.24)		6.11.17	6.11.17	6.11.17 可 決	6.11.21 可 決	6. 9.30	6.11.11 可 決	6.11.17 可 決	第129,130 回国会 衆継続

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第48号)

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の等級を現行8万円から53万円までの30等級から、9万2,000円から59万円までの30等級に改めること。
- 2 準用する国家公務員等共済組合法の改正により、以下の措置を講ずること。
 - (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金の額は報酬比例部分に相当する額とし、平成13年度から平成25年度にかけて段階的に切り替えるものとする。
 - (2) 60歳以上の組合員である者の在職中の退職共済年金等の一部支給について、賃金の増加に応じて賃金と年金との合計額が増加する仕組みとすること。
 - (3) 雇用保険法による失業給付又は高年齢雇用継続給付を受給している場合には、それぞれ退職共済年金の支給を停止し、又は前記(2)の在職中の年金の一部支給措置に一定の調整を加えること。
 - (4) 退職共済年金の配偶者に係る加給年金額の引上げや定額部分の単価を引き上げる等給付の改善を図ること。
 - (5) 障害共済年金の受給権者が障害等級3級以上の障害の状態に該当しなくなつて3年間経過した場合であっても、65歳に達するまでは受給権は消滅しないこととし、その間は支給を停止すること。
 - (6) 遺族共済年金と退職共済年金との併給調整措置を改善すること。
 - (7) 退職共済年金の加給年金の対象となる子等の年齢要件を改善すること。
 - (8) 短期在留外国人に対し、脱退一時金を支給すること。
- 3 育児休業期間中の組合員が申出をしたときは、当該組合員が負担すべき掛金を免除すること。

- 4 長期給付に要する費用に充てるため、新たに賞与等を標準として特別掛金を徴収すること。
- 5 年金額の算定の基礎となる標準給与の月額について再評価を行うこと。
- 6 その他所要の規定の整備を行うこと。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改めるとともに、退職共済年金と雇用保険法による失業給付等との調整措置の実施時期を平成10年度からとするほか、標準給与月額の再評価については平成6年10月1日から適用すること等の修正が行われた。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について検討し、特段の配慮をすべきである。

- 1 日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その財源確保に努めること。
- 2 公的年金の一元化に当たっては、私立学校教育の振興に資するという本制度の趣旨、沿革等にも十分配慮し、私立学校教職員の福利厚生の一層の充実が図られるよう努めること。

右決議する。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案

(第129回国会衆第13号)

【要旨】

本法律案は、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する国及び地方公共団体の施策の基本等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 施策の方針

- (1) 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

- (2) 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

2 地方公共団体の事業

- (1) 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断により学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- (2) 地方公共団体は2の(1)の事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

- (3) 国は、地方公共団体が2の(1)の事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

3 民間団体の行う事業の振興

- 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

4 顕彰

- 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

5 国際音楽の日

- 国際音楽の日（10月1日）を設け、国及び地方公共団体は、その趣旨の普及に努めるものとする。